

都民ファーストの会 東京都議団 PRESS

■発行元

都民ファーストの会 東京都議団
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話：03-5320-7272 FAX：03-5388-1901

東京都議会 第3回定例会

「子どもを受動喫煙から守る」議員提案条例が



**25年間で2本目の議員提案条例が成立。
条例をつくる都議会へ始動。**

第20期の都議会としては初めての定例会である、平成29年第3回定例会が9月20日から10月5日で行われ、都民ファーストの会 東京都議団が都議会公明党等と共同提案をした「子どもを受動喫煙から守る条例」が可決、成立しました。平成30年4月1日に施行予定です。

都民ファーストの会 東京都議団は「ふるい都議会をあたらしく」するために東京都議会ではこれまで25年の間に1本しか成立しなかった議員提案条例を引き続き推進してまいります。25年間で2本目の議員提案条例が第3回定例会で実現したことになります。



●第3回定例会の様子

受動喫煙は、子どもの喘息や乳幼児突然死のリスクを高めることが様々な研究で示されています。一方で、子どもは自分の意思で受動喫煙を避けることが困難であり、子どもをタバコの煙から守る必要性が高いと考えます。

この条例案は、罰則を設けておらず、「子どもを受動喫煙から守ろう！」という啓発を促す条例です。条例を策定するにあたっては、意見募集も行い、多くのご意見をいただきました。

「子どもを受動喫煙から守る条例」の 主な要旨

喫煙する者は次の場所での
子どもの受動喫煙防止に努めること

- 学校、児童福祉施設などの周辺
- 子どものいる自動車内
- 子どもと同室の空間
- 小児科など医療機関の周辺

小池百合子東京都知事も第3回定例会の都民ファーストの会 東京都議団の代表質問の答弁において、「受動喫煙は、肺がんや乳幼児突然死症候群等のリスクを高めるなど、健康に悪影響を与えることが科学的に明らかにされております。

また、近年のオリンピック・パラリンピック開催都市では、屋内を全面禁煙とするなど、法律や条例で罰則を伴う対策を講じております。

こうしたことを踏まえまして、先日、東京都受動喫煙防止条例(仮称)の基本的な考え方を公表いたしました。

都はこれまで、東京都受動喫煙防止ガイドラインに基づいて、都民への普及啓発はもとより、職場向けのハンドブックや飲食店向けのリーフレットを配布いたしまして、禁煙、分煙の取り組みを働きかけるなど、さまざまな対策を推進してまいりました。

また、国に対しましては、受動喫煙防止対策を強化するための法律を早期に整備するよう提案要求をしてきたところでございます。受動喫煙の問題は、本来、国全体で取り組むべき課題でございます。

都といたしましては、国の動きを見据えながら、パブリックコメントの意見も踏まえ、早期に条例案を策定、そして2019年ラグビーワールドカップ開催までの施行を目指していく所存でございます。」と述べました。



●第3回定例会の小池百合子都知事

東京都では、多数の人が利用する施設等を「原則屋内禁煙」とする罰則付きの「東京都受動喫煙防止条例(仮称)」を定めることを検討しています。

東京都議会HP(<http://www.gikai.metro.tokyo.jp/>)で詳しく確認することができます。

録画映像 東京都議会HP → インターネット中継 → 平成29年第3回定例会 議事録 東京都議会HP → 会議の結果と記録本会議録 → 平成29年第3回定例会(速報版)

議会改革が大きく前進!

- ✓ 政務活動費の飲食、新年会費への支出を禁止
- ✓ 議員公用車の大幅な削減
- ✓ 常任委員会のインターネット中継
- ✓ 議会のペーパーレス化と全面禁煙



「ふるい都議会をあたらしく!」

10月31日、そして12月7日の議会改革検討委員会では、全会派が賛成する形で以上の項目が決定しました。

政務活動費の支出については、全国の地方議会ですぐ問題になっています。他会派では、高級な弁当や新年会の会費などに政務活動費を充てているケースが散見されてきました。このような使い方は都民の感覚からは乖離していることから、都民ファーストの会東京都議団は都議会のルールよりも厳しい自主基準をもうけ、当初より、政務活動費の飲食や会費への支出は禁止しています。2回にわたる議会改革検討委員会でも、**会議や視察・研修、グループ活動に伴う飲食経費や宿泊に伴う食事代、議員連盟などに支払う継続的な会費への充当、そして飲食を伴う新年会費への支出も禁止が決定**となりました。

議員公用車については、大幅な台数削減と、使用基準の厳格化が決定しました。東京都議会には、現在22台の議員公用車が存在しています。関東6県議会の平均台数はおよそ4.2台であり、一般議員用も含めて22台というのはとても大きい数字です。

また、都議会の公用車は、昨年度の延べ日数で2700日以上使用されており、「公務の遂行」という本来の用途と実態が乖離している可能性も指摘されてきました。

こうした現状を踏まえて、今回、議長・副議長等の公務に必要最低限の台数を残した**13台の議員公用車の廃止**が決まりました。加えて、公用車の用途として定められていた「その他の議会活動」の項目を削除し、使用基準を厳格化しました。さらに、**使用状況を定期的にホームページ上で公開**することとし、都民のみならず見える運用に改めました。

今回の公用車の大幅な削減は、都議会改革を象徴する出来事の一つです。今後も使用の実態に基づいて、不断の見直しを行ってまいります。

常任委員会のインターネット中継については、現在、都議会の委員会室には中継用の設備がない一方、15もの委員会室があり、中継設備の導入によるコストもきちんと検証する必要があります。そこで、まずは**平成30年度上半期**



●議会改革検討委員会の様子

の総務委員会で試行中継を実施し、その後他の委員会にも展開していく方針です。

都議会では毎日山のような紙資料が配布され、本会議の資料だけで年間43万枚に上ります。これに各局から配布される資料を合わせた枚数は数知れません。こうした紙資料を電子化する「ペーパーレス化」によって、紙の無駄遣いを失くすことが出来るだけでなく、議員と職員の業務効率は大きく改善します。

そこで、12月7日の議会改革検討委員会では、まずは**本会議からペーパーレス化及びIT化を順次実施**していくことが決定しました。セキュリティ対策や使用端末などを検討した後、速やかに実現していきます。

また、これまで禁煙が徹底されていなかった**都議会棟についても、全面禁煙が決定**しました。

「常任委員会」とは?

都議会では広範囲にわたる案件に対応するため、専門的かつ詳細に審査する委員会が設置されます。常任委員会には、総務、財政、文教、都市整備、厚生、経済・港湾、環境・建設、公営企業、警察・消防の9つがあり、議員は一人1委員会に所属をします。

「政務活動費」とは?

議員が行う調査研究、広報活動などの経費の一部として会派に交付されるもの。

都議会、都政へのご意見、ご要望をお聞かせください。